

○交通安全活動推進センター委託業務実施要領の制定について

(昭和63年4月1日甲通達交規第9号)

道路使用許可（以下「許可」という。）事務については、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の31並びに「道路使用許可事務取扱要領の制定について（平成13年甲通達交規第84号）第11及び第12」の規定に基づき、許可に関する現地調査を静岡県交通安全活動推進センター（以下「安全推進センター」という。）に委託するのに伴い、委託業務の適正を期すため、次のとおり「交通安全活動推進センター委託業務実施要領」を制定したので、効果的な運用に努められたい。

記

交通安全活動推進センター委託業務実施要領

第1 目的

この要領は、静岡県警察本部長（以下「本部長」という。）及び静岡県と一般財団法人静岡県交通安全協会（法第108条の31第1項の規定に基づき都道府県交通安全活動推進センターとして公安委員会が指定した法人をいい、以下「受託者」という。）との間で締結した、道路使用許可調査確認業務委託契約により受託者が実施する業務（以下「委託業務」という。）及び許可に係る調査委託業務を適正に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

第2 委託業務の範囲・内容及び委託要領

1 委託業務の範囲

法第77条第1項第1号から第4号の許可行為で、次に掲げるものを除いて当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下「署長」という。）が別記様式第1の「調査委託書」により委託した事項とする。

- (1) 許可期間が7日以内のもの。ただし、国道、県道等に係る許可で、交通に支障があるものを除く。
- (2) 遠隔地又は山間地等で交通量が少なく、交通に支障がないと認められるもので許可期間が10日以内のもの
- (3) 再度の許可で、交通に支障がないと認められるもの
- (4) その他特に調査の必要がないと認められるもの

2 委託業務の内容

- (1) 許可の判断要素の調査
- (2) 許可事項及び条件の遵守状況の調査、確認
- (3) 原状回復状況の調査、確認

3 委託要領

署長は、次により委託するものとする。

- (1) 一つの許可申請に係る前記委託業務の内容のうち必要があると認める事項について一括又は個別に委託することができる。
- (2) 委託する場合は、調査委託書を2部作成し、申請書副本又は許可証副本に見取図等の関係書類を添付して一部を安全推進センターに送付すること。

第3 委託地域

沼津警察署、裾野警察署、富士警察署、富士宮警察署、清水警察署、静岡中央警察署、静岡南警察署、藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、掛川警察署、袋井警察署、磐田警察署、浜松東警察署、浜松中央警察署、浜松西警察署の管轄する区域とする。

第4 調査員の任命及び指揮監督

省略

第5 調査及び要領

1 調査事項

署長の委託を受けた受託者は、内容を確認し、別記様式第4の「調査受託簿」に必要事項を記入し、現地に調査員を派遣して、次に掲げる事項について調査、確認を行わなければならない。

(1) 許可の判断要素の調査

- ア 施工場所及び周辺道路の状況
- イ 同時期における近接する道路使用の有無
- ウ 施工道路及び周辺道路の交通状況
- エ 交通規制実施上の必要事項の調査
- オ その他周辺の交通に及ぼす影響等の許可判断に必要な調査

(2) 許可事項及び許可条件の遵守状況の調査、確認

- ア 当該許可に係る道路使用の場所又は区間の遵守状況
- イ 当該許可に係る道路使用の期間又は時間の遵守状況
- ウ 当該許可に係る道路使用の方法及び形態
- エ 現場責任者体制
- オ 歩行者及び車両を安全かつ円滑に誘導するための措置
- カ 路面の復旧、埋めもどし及び清掃状況
- キ その他当該許可に付した条件の遵守状況

(3) 許可後の原状回復状況の調査、確認

- ア 路面の回復状況
- イ 道路標識、道路標示、信号機その他交通安全施設の回復状況
- ウ 資器材の撤去状況
- エ その他道路における交通の危険の回復状況

2 調査要領

調査員は、現場の責任者又はこれに代わる者の立会いを求めて、別表1の「調査要領」に基づき調査するものとする。

第6 現地調査上の留意事項

- 1 調査員は、調査、確認業務を行うに当たっては、調査員証を携帯し、関係者から請求があったときは、提示するものとする。
- 2 調査員は、関係法令に精通するとともに、警察署、当該許可申請者等と密接な連絡をとり、適正な調査を行わなければならない。
- 3 調査員は、調査、確認業務を行うに当たっては、言動に留意し、調査員としての品位の保持に努めるものとする。

第7 調査事務所の設置

受託者は、別表2のとおり調査事務所を設置し、委託業務の処理に必要な調査員を配置すること。

第8 委託業務の検査

本部長は、委託業務の適正な運用を図るため、必要により受託者に対して関係資料の提出を求め又は検査することができる。

第9 報告

省略

第10 協議

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、本部長が受託者と協議して定めるものとする。